

一般社団法人輝水会

平成 30 年度第 4 回常理事会議事録

日 時 平成 30 年 11 月 20 日（火曜） 午後 18 時 35 分～
場 所 新宿区新宿 3-38-1 新宿東口 ルミネエスト F7 ハレノヒ

理事総数 3 名
監事総数 1 名
出席理事 3 名 手塚 由美、木畑 実麻、小川 彰
出席監事 1 名 阿部 英雄

定款第 29 条の規定により、理事長手塚由美が議長席につき、過半数以上に当たる理事の出席を得ているので、本理事会は適法に成立した旨を告げ議事に入った。

記

【決議事項】

第 1 号議案 新規会員承認の件

議長より、本件について、別添え付属資料を示しながら説明に入った。全員意義なくこれを了承し原案どおり承認可決した。

【協議事項】

1. 次回理事会開催日程の開催会場の件

議長より、本件について別添え資料を示しながら説明があり、全員と協議の結果次回平成 30 年度第 5 回通常理事会は、1 月 17 日（木曜日）18:30～本日開催会場と同様の場所で行う事とした。

2. 定款目的事項変更の件(別紙参照)

議長より、本件について別添え資料を示しながら説明があり、全員と協議した。
小川理事より、対象者を中途障害と限定し良いのかと意見があり、障害のあるなしにかかわらず生活機能に課題のある人を対象とするのはどうかとの意見があった。
また、目的を社会参加とすることは SF-8 の調査目的とも合致するとの意見があった。
木畑理事より、この定款を見る人に、現在行っていること具体的に伝わるよう明記するのが望ましいとの意見があった。阿部監事より、やっていないことを記載せず、明らかに行っていることを記載し、地域展開に関しては「日本全国」と記載せず「地域を問わずおこなうものとする」と表記するのが良いのではないかと意見があった。また、その他の事業に関しては、今行っている公益事業の推進に資するための、

資料や啓発のための DVD を製作、また販売する可能性もあるため、資料の作成・販売という文言を記載すると良いのではないかとの意見があった。また、全員より、(目的)第 3 条の表記の仕方を長い文で表さず、「第 4 条に掲げる事業を行い」という表記でも良いかを、三嶋前理事に確認したいとの意見があった。次回、平成 30 年度第 5 回通常理事会でも引き続き協議したい。

(目的)

第 3 条 この法人は、脳損傷や神経難病などにより生活機能に課題のある人がより輝いた人生を送るための心のきっかけを作り、社会参加を促す為に、第 4 条に掲げる事業を行い、生活の質の向上を図り、公益の増進に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水中リハビリテーションの実施・調査研究及び普及・促進並びにそれに関する提言事業
 - (2) リハビリテーション・スポーツ、運動、文化、芸術の普及・啓発事業
 - (3) 前 2 号の事業の支援及び能力開発事業
 - (4) その他公益目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、地域を問わず行うものとする。

(その他の事業)

第 5 条 この法人は、その公益目的事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) 前条 1 項に関する資料の製作・販売事業
- (2) その他前号に定める事業に関する事業

3. 続「リハビリテーション・スポーツ」世田谷モデル構想の件 (別紙参照)

議長より、本件について、別添え「公益財団法人世田谷保健センターとの連携に基づく、リハ・スポーツの拠点作り(世田谷モデル構想)」・小川理事作成の概念図の資料を示しながら説明に入り、全員と協議した。小川理事より、保健センターは開催することは得意とするが、行った回数だけの報告になりがちなものを、当法人と連携することにより、きちんと評価し、PDCA、Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の 4 段階を繰り返すことが得意である。毎年積み重なっていく上で、社協や包括(あんすこ)との協同が必要となるため、網目のように関わり合うことなり、それぞれの地域で育っていくようなイメージになるとの意見があった。当法人が橋渡しをすることで得ることが出来るため、それぞれの役割を明確にし、三方良しとなるよう再度概念図に落とし込むとの意見があった。

阿部監事より、場がある、資金があるのは良いが、「リハビリテーション・スポーツ」を必要とする人(対象者)に届かない事にはないことと同じになる、ニーズがあるが、このプログラムを知らない支援者・介護職・地域在宅医などに、知るきっかけを作る(世田谷 27 拠点での講習会などの開催)とともに、誰もが正しくその内容を知ることのできる HP が必要であり、ポスター・案内書から当法人の HP に繋げ、「リハビリテーション・スポーツ」とは何かを知らせる必要があるとの意見があった。引き続き世田谷モデルについて協議を続けていく。

4. 日本リハビリテーション・スポーツ学会活動助成金の件(別紙参照)

議長より、本件について別添え資料を示しながら説明があり、全員と協議した。リハビリテーション・スポーツ学会の助成金における申請は、平成 30 年度の助成金であるとの訂正があった。本助成金をもって、当法人の本部のある奥沢地域・九品仏地域等を含めた場での開催を念頭に計画していく。終了後の学会への報告は木畑理事にお願いしたい。

【報告事項】

1. 国立障害者リハビリテーションセンター学院体育科学生実習終了の件

議長より、本件について、別添え付属資料を示しながら説明し報告した。

2. プロボノ長期支援経過の件

議長より、本件について、別添え付属資料を示しながら説明し報告した。

3. デイサービス夢子における平成 30 年度リハ・スポーツ教室経過

議長より、本件について、別添え付属資料を示しながら説明し報告した。

4. 世田谷保健所シンポジウムの件

議長より、本件について、別添え付属資料を示しながら説明し報告した。小川理事より完成した健康カタログを回復期リハビリテーション病院等に配布することが望ましいとの意見があった。

5. 世田谷 FM による自主グループ取材の件

議長より、本件について、別添え付属資料を示しながら説明し報告した。

以上をもって本日の議事を終了したので午後 20 時 05 分、議長は閉会を宣した。

上記議事の経過の要領およびその結果を証するためこの議事録を作成し、出席理事及び監事は記名押印する。

平成 30 年 11 月 20 日

一般社団法人輝水会

議長・理事長 手塚 由美 法人印

理事 木畑 実麻 印

同 小川 彰 印

監事 阿部 英雄 印